

災害時の医療救護活動に関する協定書（案）

小郡市

小郡三井医師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護チームの要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動又は必要であると認める場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣要請を協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うものとする。

4 乙は前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、次の事項を内容とする災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（1）乙内部の医療救護チームその他の医療救護に携わる組織（以下「医療救護組織」という。）及び指揮命令系統

（2）各医療救護組織の業務

（3）医療救護活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方式

イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現場指揮者

ウ 携行する医薬品、衛生資材等の内容

エ 訓練計画

オ その他必要な事項

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

（医療救護チームの活動場所）

第4条 医療救護チームは、災害現場及び甲が設置した医療救護所や福祉避難所等において

て、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

(医療救護所と緊急集中救護所)

第5条 甲は、災害状況に応じて、災害現場に近い施設等に、医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の医療施設等に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 災害時の後方医療施設として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うために〇〇〇〇を緊急集中救護所とする。

(医療救護チームの業務)

第6条 医療救護チームの業務は次のとおりとする。

(1) 災害現場及び医療救護所等でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療等実施

(2) 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送等の医療

(3) 別に定める緊急集中救護所でのトリアージや病院支援

(4) 被災地内での対応困難な重症患者の被災地外への搬送時の診療

(5) 福祉避難所における避難者の診療

(指揮命令及び連絡調整)

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護チームの助言を考慮するものとする。

2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐する者として指定する~~ドクターコマンダー（医療現場指揮者）~~が行うものとする。

3 乙は、小郡市地域防災計画に基づき甲が設置する災害対策本部に3名を派遣し、医療救護チーム全体の連絡調整を行うものとする。ただし、甲は大規模事故等により応急対策が必要と判断した場合は、三井消防署と協議し派遣場所を決定する。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資機材等の供給)

第9条 医療救護チームは、原則として甲が調達する医薬品、衛生資機材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護チームが携行したものを使用するものとする。

2 医療救護チームが使用する医薬品、衛生資機材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 被災地及び医療救護所における患者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急やむを得ない事情により、被災地及び医療救護所以外の場所で医療救護チームが行

った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

- 2 緊急集中救護所における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118条）が適用された場合は、同法の定めるところによる。

（実費弁償等と請求・支払い）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は甲が負担するものとする。

- （1）医療救護チーム等の派遣に要する人件費及び諸経費
- （2）医療救護チーム等が携行した医薬品、衛生資機材等を使用した場合の実費
- （3）医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の扶助費
- （4）前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

- 2 乙は前項の経費の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。

- （1）医療救護チームの派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書（様式第2号）に医療救護チームごとの医療救護活動報告書（様式第3号）及び医療救護チーム診療記録（様式第4号）を添えて請求するものとする。
- （2）医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第5号）を添えて請求するものとする。
- （3）医療救護チームの医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）により報告するものとする。
- （4）医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は第1号に掲げる様式のほか、物件損傷等報告書（様式第7号）を添えて請求するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（実費弁償の額）

第12条 前条第1項の実費弁償の額は次のとおりとする。

- （1）同項第1号の額は、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の規定を準用する。
- （2）同項第2号の額は、医薬品、衛生資機材等の購入価格とする。
- （3）同項第3号の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずる。

（医事紛争発生の措置）

第13条 本協定の医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲の負担と責任において適切な措置を講じるものとする。ただし、医師に故意または重大な過失がある場合は、甲は当該医

師に対して求償することができる。

(防災訓練)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、各々の役割分担を認識した上で、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市

社団法人小郡三井医師会

会 長

様式第 1 号（第 2 条関係）

第 号
平成 年 月 日

社団法人小郡三井医師会
会 長 殿

要請者 小郡市長 ㊟

協 力 要 請 書

災害時の医療救護活動に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり協力を要請します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分ころ
災害発生場所	
災害の状況	
必要な救護活動の内容	
必要な資機材等	
その他必要な事項	
現場責任者の氏名	

様式第 2 号（第 1 1 条関係）

平成 年 月 日

小郡市長 殿

小郡三井医師会
会 長 ⑩

実 費 弁 償 等 請 求 書

災害時の医療救護活動に関する協定書第 1 1 条第 2 項第 1 号の規定により、次のとおり
請求します。

請求金額 円

	内 容	金 額（円）
経費の内訳		
合 計		

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

平成 年 月 日

小郡市長 殿

小郡三井医師会
会 長 印

医 療 救 護 活 動 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定書第 1 1 条第 2 項第 1 号の規定により、次のとおり報告します。

協力要請書受理時間	平成 年 月 日 時 分
出動した時期	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
出動した場所・人員	小郡市 番地 出動人員 人
使用した資機材等の種類・数量	
その他特記事項	

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

平成 年 月 日

小郡市長 殿

小郡三井医師会
会 長 ㊟

医 療 救 護 チ ー ム 診 療 記 録

災害時の医療救護活動に関する協定書第 1 1 条第 2 項第 1 号の規定により、次のとおり報告します。

出動機関	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
出動者氏名	1 氏名 (職種) 2 氏名 (職種) 3 氏名 (職種) 4 氏名 (職種) 5 氏名 (職種) 6 氏名 (職種) 7 氏名 (職種)
診療内容	

様式第5号 (第11条関係)

平成 年 月 日

小郡市長 殿

小郡三井医師会
会 長

印

医薬品、衛生資材等使用報告書

災害時の医療救護活動に関する協定書第11条第2項第2号の規定により、次のとおり報告します。

[illegible]

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

平成 年 月 日

小郡市長 殿

小郡三井医師会
会 長 ⑩

事 故 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定書第 1 1 条第 2 項第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

事故日時	平成 年 月 日 時 分ころ
事故の場所	
罹災者の氏名、生年月日	氏 名 生年月日 年 月 日生 歳
罹災者の住所	
事故の概要及び程度	

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

平成 年 月 日

小郡市長 殿

小郡三井医師会
会 長 ⑩

物 件 損 傷 等 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定書第 1 1 条第 2 項第 4 号の規定により、次のとおり報告します。

物件損傷等事故日時	平成 年 月 日 時分ころ	
事故の場所		
事故物件の内容 損傷等の内訳		損害額（円）
	損害合計	